

令和3年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

◎ 所管事項説明

1	「令和3年版成果レポート（案）」（環境生活部関係）について	1
2	「三重県パートナーシップ宣誓制度」の運用に向けた取組状況等について	2
3	「第11次三重県交通安全計画」（最終案）について	6
4	「第3次三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす基本計画」（最終案）について	9
5	食品ロス削減の取組について	13
6	三重県認定リサイクル製品の認定状況および県による購入・使用の状況等について	17
7	RDF焼却・発電事業の総括について	19
8	各種審議会等の審議状況について	20

別冊1 令和3年版成果レポート（案）（環境生活部関係抜粋）

別冊2 第11次三重県交通安全計画（最終案）

別冊3 第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画（最終案）

令和3年6月18日
環境生活部

1 「令和3年版成果レポート（案）」（環境生活部関係）について

「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（令和2年度～令和5年度）」（以下「第三次行動計画」という。）における令和2年度の実施概要や、令和3年度の実施方向等を記載した「令和3年版成果レポート（案）」について、環境生活部の主担当施策を抜粋し、**別冊1**にまとめています。

環境生活部においては、次表のとおり、第三次行動計画の9施策を所管しており、令和2年度の実施の進捗度について、県民指標や活動指標の達成状況等をふまえ、「A（進んだ）」（施策212）、「B（ある程度進んだ）」（施策212を除くすべて）と評価しています。

表 環境生活部の主担当施策一覧

第三次行動計画		
施策名	進捗度	別冊頁
142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	B	1
143 消費生活の安全の確保	B	5
151 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり	B	9
152 廃棄物総合対策の推進	B	13
154 生活環境保全の確保	B	17
211 人権が尊重される社会づくり	B	21
212 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進	A	25
213 多文化共生社会づくり	B	29
227 文化と生涯学習の振興	B	33

2 「三重県パートナーシップ宣誓制度」の運用に向けた取組状況等について

県では、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」（以下「条例」という。）の趣旨に基づき、性的指向及び性自認にかかわらず、地域に根ざし、人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる環境づくりの取組として、令和3年9月1日から「三重県パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始することとしています。

なお、本制度は、条例第15条第3号および「第3次三重県男女共同参画基本計画」の趣旨に基づき、当該基本計画の第一期実施計画（5年計画）に位置づけています。

1 制度の概要（別紙1）

宣誓をしようとする同性カップル等の方には、窓口である県ダイバーシティ社会推進課へお二人で来庁していただきます。

お互いがパートナーの関係であると宣誓したことを証する宣誓書受領証を発行する宣誓方式と、希望に応じて、パートナー関係に関する公正証書等の提出により公正証書受領証を発行する公正証書方式の併用型を採用しています。

この制度により、パートナーとの関係を公が認めることで、当事者等の安心感につながるとともに、同性パートナーについて、家族同様のサービスを受けられる可能性が広がります。

また、すでに制度を導入している伊賀市またはいなべ市で宣誓をされた方々も県の制度で宣誓することができます。

なお、県外への転出時や死亡時、パートナー解消時には宣誓書受領証等は県に返還していただきます。

2 制度運用に向けた取組状況

(1) サービス適用の検討状況

県	<p>パートナーに適用できる行政の制度やサービスについて庁内照会を実施し、関係課において検討</p> <p>（例）県営住宅における入居申込 県立病院での面会、病状説明、手術の同意 三重県犯罪被害者等見舞金の給付 職員の勤務条件（休暇・給与） 等</p>
市町	<p>公営住宅及び公立病院について協力依頼</p> <p>5月に第1回市町会議を開催、検討状況を情報共有</p> <p>その他の行政サービスも含め協力依頼</p>
民間	<p>三重県病院協会を通じて医療機関へ協力依頼</p> <p>三重県宅地建物取引業協会および全日本不動産協会三重県支部を通じて不動産事業者へ協力依頼</p> <p>金融機関へ協力依頼（住宅ローンにおける収入合算等）</p> <p>保険会社へ協力依頼（生命保険の受取人） 等</p>

引き続き、行政サービスのほか、民間事業者へサービスの適用拡充に向けた協力を働きかけ、県民の皆さんがより利用しやすい制度内容となるよう取り組みます。

(2) 制度利用案内および広報等のスケジュール (別紙2)

令和3年

- 6月 ・ 条例リーフレットにおいてパートナーシップ制度の周知
- 7月～8月 ・ 県ホームページで掲載している要綱に加え、宣誓手続きの流れのほか宣誓関係書類、Q&A等を含めた利用案内のホームページ掲載
- ・ 相続の遺言、療養・看護など、当事者カップルの実情に応じて活用できる生活に役立つ情報等を掲載したハンドブックの作成およびホームページ掲載
- 8月 ・ 宣誓により利用可能となるサービス一覧のホームページ掲載

その他、各種広報媒体を活用した情報発信など県民の皆さんに向けた積極的な制度PRを行っていきます。

3 性の多様性にかかる今後の主な取組

パートナーシップ制度の運用開始	9月1日
みえにじいろ相談(性の多様性に関する相談)のSNS相談開始	10月予定
性の多様性にかかる県民向け啓発イベント	11月予定
企業向けガイドラインの作成・啓発	〃

三重県パートナーシップ宣誓制度（概要）

目的	同性カップルなどが性的指向及び性自認にかかわらず、地域に根ざし、人生を共にしたい人と安心して暮らすことができるよう、パートナーとの関係を公（県）が認め、宣誓書受領証等を発行する。 宣誓制度により、同性パートナーについて、家族同様のサービスが受けられる可能性が広がる。				
対象	同性カップルなど性的指向又は性自認を理由に人生を共にしたい人と暮らすうえで、生きづらさを感じている方々（一方又は双方が性的少数者の方々）とする。（事実婚は対象外）				
申請要件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">居住地</td> <td>いずれか一方が県内に住所を有しているか、又は県内への転入を予定している方</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢が成人に達していること ・現に婚姻していない、他のパートナーとパートナーシップ宣誓制度を結んでいないこと ・近親者でないこと（パートナー関係に基づいた養子縁組については認めることとする） </td> </tr> </table>	居住地	いずれか一方が県内に住所を有しているか、又は県内への転入を予定している方	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢が成人に達していること ・現に婚姻していない、他のパートナーとパートナーシップ宣誓制度を結んでいないこと ・近親者でないこと（パートナー関係に基づいた養子縁組については認めることとする）
居住地	いずれか一方が県内に住所を有しているか、又は県内への転入を予定している方				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢が成人に達していること ・現に婚姻していない、他のパートナーとパートナーシップ宣誓制度を結んでいないこと ・近親者でないこと（パートナー関係に基づいた養子縁組については認めることとする） 				

手続き	窓口	県庁（ダイバーシティ社会推進課）										
	種類	宣誓方式と公正証書方式の併用型										
	必要書類	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">宣誓方式</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宣誓書 ・ パートナーシップ制度届出にあたっての確認書 ・ 住民票の写し ・ 独身を証明する書類 ・ 本人確認書類 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">➔</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">宣誓書受領証を交付</td> </tr> </table> </div> <div style="margin-top: 5px;"> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">（希望に応じて）</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">公正証書方式</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公正証書等の書類 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">➔</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">公正証書等受領証を交付</td> </tr> </table> </div> </div>	宣誓方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宣誓書 ・ パートナーシップ制度届出にあたっての確認書 ・ 住民票の写し ・ 独身を証明する書類 ・ 本人確認書類 	➔	宣誓書受領証を交付	+	（希望に応じて）	公正証書方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正証書等の書類 	➔	公正証書等受領証を交付
	宣誓方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宣誓書 ・ パートナーシップ制度届出にあたっての確認書 ・ 住民票の写し ・ 独身を証明する書類 ・ 本人確認書類 	➔	宣誓書受領証を交付								
	+	（希望に応じて）										
	公正証書方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正証書等の書類 	➔	公正証書等受領証を交付								
通称使用	戸籍氏名だけでなく、通称名も使用可 （通称名を使用した場合、受領証の裏面などに戸籍上の氏名を記載）											
届出の仕方	2人で届出											

その他	転出時	転出時に届出
	解消時	パートナー解消時に届出
	死亡時	死亡時に届出
	無効の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宣誓書の内容に虚偽があった時 ・ 宣誓することができない事由が発生した時
➔ 交付番号を県ホームページへ掲載		

三重県パートナーシップ宣誓制度 運用開始までのスケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	
パートナー シップ制度	ハンドブック作成		→			HP掲載 冊子作製・配布		
	庁内検討	庁内照会、関係係課へのヒアリング及び調整 →						
	市町への協力依頼	公営住宅・公立病院その他協力依頼 →					サービス 一覧 HP掲載	9月1日 パートナ シップ制度 開始
	市町会議		第1回 検討状況の 把握		第2回 (予定)			
	民間企業(病院、不動産、金融等 との調整)、協力依頼	順次協力依頼 →						
	広報関係		→			利用案内HP掲載 ・手続きの流れ ・宣誓関係書類 ・Q&A 配布	報道資料提供等 による周知	
			条例リーフレット作成 ・パートナーシップ制度 ・にじいる相談					

3 「第11次三重県交通安全計画」（最終案）について

1 計画の位置づけ

県においては、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項の規定により、国が策定する交通安全基本計画に基づき、陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要となる目標や対策等を記載した交通安全計画を策定しています。

「第11次三重県交通安全計画」（以下「計画」という。）の策定にあたり、国の交通安全基本計画や、令和3年3月に制定した「三重県交通安全条例」、道路交通事故の状況等をふまえ、別冊2のとおり最終案を取りまとめました。

2 計画の概要（別紙1）

（1）計画の理念等

① 計画期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

② 基本理念

- 交通事故のない社会をめざして
- 歩行者等を優先した交通安全思想
- 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

（2）目標の設定

交通事故による死者数および命に関わり優先度が高い重傷者^{※1}数をゼロに近づけることをめざし、道路交通の安全に係る目標を次表のとおり設定します。

目標項目	目標値
交通事故死者数(24時間死者数)	令和7年までに55人以下 ^{※2}
交通事故重傷者数	令和7年までに400人以下

※1 交通事故によって負傷し、1か月(30日)以上の治療を要する者。

※2 「みえ県民力ビジョン第三次行動計画」（令和2年度～令和5年度）においては、令和5年度の目標値を60人以下としています。

（3）道路交通の安全についての対策

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者支援の充実と推進
- ⑧ 調査研究の充実

3 中間案からの変更点等

計画の中間案について、令和3年3月に開催された環境生活農林水産常任委員会において説明し、その後、パブリックコメントを実施するとともに、「三重県交通安全対策会議幹事会」を開催のうえ、次のとおり変更しています。

- ・国の「第11次交通安全基本計画」の反映
「キ 道路の改築等による交通事故対策の推進」において、「環状交差点について周辺の土地利用状況等を勘案し、適切な箇所への導入を推進します。」の文言を追記しました。【別冊2 P21～22】
- ・「三重県交通安全対策会議幹事会」での意見反映
「イ 横断歩行者の安全確保」において、横断歩道における歩行者優先の取組を一層強化することを目的として、「横断するときは、手を上げるなどして」の文言を追記しました。【別冊2 P40】

なお、パブリックコメントについては、令和3年3月19日から4月19日にかけて実施しましたが、意見は寄せられませんでした。

4 今後の取組

令和3年7月に、「三重県交通安全対策会議」を開催し、計画を策定、公表します。

また、計画の進捗管理のため、関係機関・団体における施策や取組について、毎年度実施計画を策定するとともに、実施結果の検証を行い、効果的な執行に努めていきます。

『第11次三重県交通安全計画（最終案）』の概要

1. 計画の理念等

- 計画期間 令和3年度～令和7年度（5年間）
- 基本理念（抜粋）
 - ・交通事故のない社会をめざして
 - ・歩行者等を優先した交通安全思想
 - ・高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築
- 1 交通社会を構成する三要素（人間・交通機関・交通環境）に係る安全対策
- 2 これからの5年間（計画期間）において特に注視すべき事項
 - （1）人手不足への対応 （2）先進技術導入への対応 など
- 3 横断的に重要な事項
 - （1）救助・救急活動および被害者支援の充実
 - （2）参加・協働型の交通安全活動の推進 など

2. 目標の設定

- 【1. 道路交通の安全】①交通事故死者数 → 55人以下（令和7年）
- ②交通事故重傷者数 → 400人以下（令和7年）
- 【2. 鉄道交通の安全】③乗客の死者数 → 0人（令和7年度）
- 【3. 踏切道における交通の安全】④踏切事故件数 → 対令和2年度比約1割削減（令和7年度）

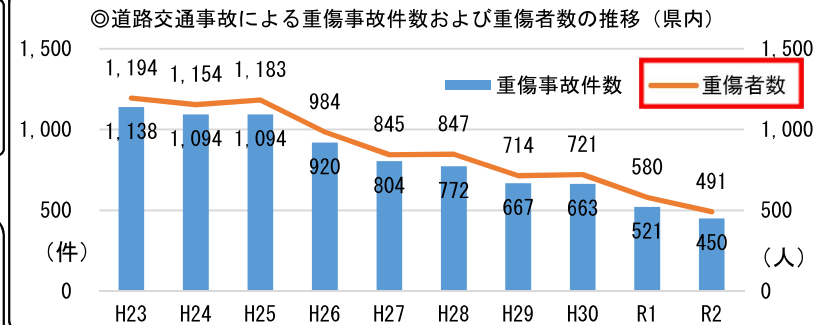
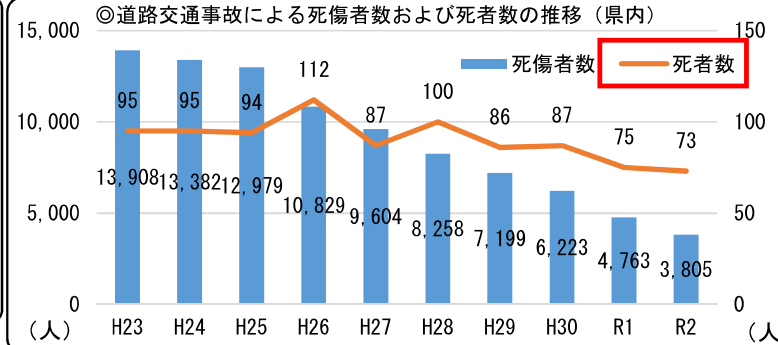
3. 道路交通の安全についての対策

I 今後の道路交通安全対策を考える視点

- ・交通事故死者数全体の約5割を高齢者が占め、高い水準となっている。
- ・従来の交通安全対策を基本としつつ、社会情勢、交通情勢の変化等に対応した、より効果的な対策への改善、有効な施策を推進する。

II 講じようとする施策

- 1 道路交通環境の整備
 - ・生活道路等における歩行者等を優先した安全・安心な歩行空間の整備
 - ・高齢者等の移動手段の確保・充実（新）
- 2 交通安全思想の普及徹底
 - ・高齢者に対する交通安全教育の推進
 - ・横断歩行者の安全確保（新） 三重県独自の項目
- 3 安全運転の確保
 - ・飲酒運転防止対策の充実
 - ・運転者の健康起因事故防止対策の推進（脳MRI 検診等）
- 4 車両の安全性の確保
 - ・自動運転車の安全対策・活用の推進（新）
- 5 道路交通秩序の維持
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 被害者支援の充実と推進 三重県独自の項目
 - ・自転車損害賠償責任保険等への加入促進
- 8 調査研究の充実



4. 鉄道交通の安全についての対策

【重大な列車事故の未然防止】

- 1 鉄道交通環境の整備
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 3 鉄道の安全な運行の確保
 - ・・・・保安監査の実施、安全上のトラブル情報の共有・活用、大規模な事故等が発生した場合の適切な対応、計画運休への取組
- 4 救助・救急活動の充実
- 5 被害者支援の推進
- 6 鉄道事故等の原因究明と再発防止

5. 踏切道における交通の安全についての対策

【それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進】

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備の促進
- 2 踏切保安設備の整備および交通規制の実施
- 3 踏切道の統廃合の促進
- 4 その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置

《陸上交通の安全》～交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり～

4 「第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」（最終案）について

1 計画の位置づけ

県においては、三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例（平成25年条例第70号）第6条の規定により、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、飲酒運転の根絶に関する教育や知識の普及、再発防止のための措置等を記載した基本的な計画を策定しており、「第3次三重県飲酒運転0^{ゼロ}をめざす基本計画」（以下「計画」という。）の策定にあたり、別冊3のとおり最終案を取りまとめました。

2 計画の概要（別紙1）

（1）計画期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

（2）基本方針

規範意識の定着

- ・飲酒運転防止のための取組
- ・教育機関等による教育

再発防止

- ・飲酒運転の再発防止のための措置
- ・飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いがある者への対策

（3）目標の設定

関係機関・団体が連携し、県民の皆さんや事業者等が一体となって、飲酒運転根絶に向けた取組を着実に推進するため、計画期間の目標を次表のとおり設定します。

【基本目標】

目標項目	目標値
飲酒運転事故件数の減少	令和7年までに18件以下（※）

※「みえ県民力ビジョン第三次行動計画」（令和2年度～令和5年度）においては、令和5年度の目標値を23件以下としています。

【活動目標】

目標項目	目標値
ハンドルキーパー推進店等の新規指定	年間700店以上の指定
企業等における社内教育の実施（新）	県内企業等において年間1,500回以上の社内教育の実施
飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率	教科又は特別活動における教育を100%実施
各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率	講習等での教育を100%実施
飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診率	令和7年度までに50%以上の受診率の達成

(4) 取組概要

- ・飲酒運転防止のための取組
- ・教育機関等による教育
- ・飲酒運転の再発防止のための措置
- ・飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いがある者への対策
- ・総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり

3 中間案からの変更点

計画の中間案について、令和3年3月に開催された環境生活農林水産常任委員会において説明し、その後、パブリックコメントを実施するとともに、「三重県交通対策協議会」に設置している「飲酒運転^{ゼロ}をめざす部会」を開催し、次のとおり変更しています。

- ・飲酒運転事故分析結果の反映

「第1 はじめに」に、これまでの取組の分析結果の内容等を反映しました。

【別冊3 P1】

- ・実績値確定に伴う反映

活動目標に掲げるハンドルキーパー推進店等の指定等について、令和2年度の実績値と達成状況を追記しました。【別冊3 P3】

なお、パブリックコメントの結果概要については、別紙2のとおりであり、1名の方から6件の意見がありました。

4 今後の取組

令和3年7月に、「三重県交通対策協議会代表幹事会」を開催し、計画を策定、公表します。

また、計画の進捗管理のため、関係機関・団体における施策や取組について、毎年度効果検証を行い、実施状況をまとめた年次報告書を県議会に報告させていただくとともに、検証結果を適宜取組等に反映させ、効果的な執行に努めていきます。

「第3次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画」最終案の概要

これまでの取組の成果と現状

県内の飲酒運転事故件数は、「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」の施行(平成25年7月)以降のオール三重での関係者連携の取組により、全国平均を大幅に上回る減少率を記録し、全国でも有数の飲酒運転事故が少ない県となっています。しかし、一方で、いまだに飲酒運転事故や飲酒運転違反者は存在している状況です。

課題

計画の基本方針である「規範意識の定着」「再発防止」に向けた取組を中心とする関係者連携の取組を、さらに推進していくことが要とされています。

◎計画期間 5年間(令和3年度～令和7年度)

【基本目標】 飲酒運転による人身事故件数
令和7年までに18件以下

取組概要

基本方針

規範意識の定着

1-1

飲酒運転防止のための取組

- 県民一人ひとりに「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という意識の定着を図るための教育、啓発活動の推進

1-2

教育機関等による教育

- 教育機関等における発達段階に応じた飲酒運転防止教育の推進

2-1

飲酒運転再発防止のための措置

- 飲酒運転違反者に対する再発防止のための教育および啓発活動の推進

2-2

飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策

- 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務履行の促進、アルコール関連問題の知識の普及・啓発活動の推進

3

計画の推進

- 県及び三重県交通対策協議会による推進体制の確立・連携

【活動目標】

- ① ハンドルキーパー推進店等の新規指定
年間700店(事業所)以上
- ② 企業等における社内教育の実施
年間1,500回以上【新】
- ③ 飲酒運転防止にかかる交通安全教育(教科又は特別活動等における教育)実施率
毎年度100%実施
- ④ 各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率
毎年度100%実施
- ⑤ 飲酒運転違反者の受診率
令和7年度までに50%以上

1-1

飲酒運転防止のための取組

- (1) 飲酒運転防止意識の普及徹底 ※社内教育の推進【新】
- (2) 広報啓発活動の推進
- (3) 事業所による取組

1-2

教育機関等による教育

- (1) 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進
- (2) 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

2-1

飲酒運転の再発防止のための措置

- (1) 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動
- (2) 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進

2-2

飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策

- (1) 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務 ※再勧告【新】
- (2) アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組

3

総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり

- (1) 県内各関係機関・団体による県民総ぐるみの運動の推進
- (2) 相談体制の確立
- (3) 情報提供
- (4) 飲酒運転0(ゼロ)をめざす推進運動の日(毎年12月1日)
- (5) 表彰
- (6) 年次報告

「第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画（中間案）」に係る
意見公募の結果概要

1 意見公募期間

令和3年3月19日（金）～令和3年4月19日（月）

2 意見公募の結果

- (1) 意見提出者数 1名
(2) 意見数 6件

【項目別意見数】

項目	意見数
第2 基本方針と推進体制	1
－ 3 推進体制の確立	(1)
第3 飲酒運転防止のための取組	2
－ 2 広報啓発活動の推進	(1)
－ 3 事業所による取組	(1)
第4 教育機関等による教育	2
－ 1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	(2)
第7 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり	1
－ 4 飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日	(1)

※（ ）内数字は内数

3 ご意見に対する対応状況

対応区分	件数
①反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	0
②反映済み 意見や提案内容が既に反映されているもの (意見箇所とは別項目に記載済)	1
③参考にする 最終案には取り入れないが、今後の取組に意見や 提案内容を参考にさせていただくもの	0
④反映又は参考にさせていただくことが難しいもの	5
⑤その他 (①から④に該当しないもの)	0
合計	6

5 食品ロス削減の取組について

1 経緯

現在、社会問題となっている食品ロス^{*}の削減に向けて、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が施行され、都道府県において食品ロス削減の推進計画の策定を求めるとともに、「食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着」や「未利用食品の活用」について取り組むこととされました。

県では、令和3年3月に、法に基づく食品ロス削減推進計画として、「三重県循環型社会形成推進計画」の中に位置付けて策定したところです。

※食品ロス：本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品

2 現状と課題

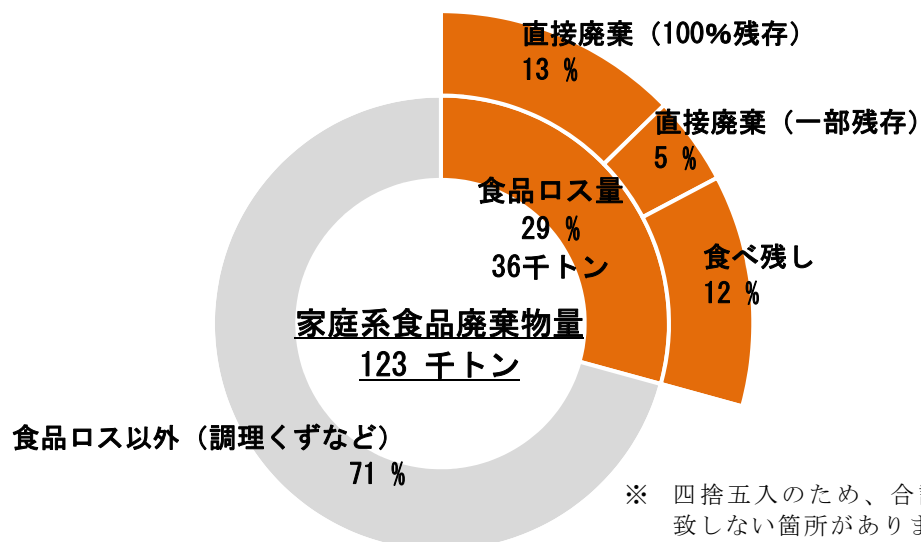
(1) 家庭系食品ロス

県内の家庭系食品ロスの状況は、令和元年度の津市、四日市市および尾鷲市における家庭系ごみ組成調査の結果等から推計を行ったところ、家庭系食品ロス量として年間36千トンが排出されており、家庭系食品廃棄物量に占める食品ロス量の割合は29%でした。

全国の食品ロス量の同割合（36%：平成30年度）に比べ低いものの、食品ロスの実態として、手をつけずに直接捨てられる食品が一定程度含まれており、今後も食べ物を無駄にしない意識の一層の醸成・定着を図り、さらなる削減に向け、行動につなげていくことが必要です。

表1 家庭系ごみ組成調査の結果等に基づく食品ロス量等の推計（県全体、令和元年度）

家庭系食品廃棄物量						(参考)	
a	家庭系食品ロス量 b	家庭系食品廃棄物量に占める割合 b/a	家庭系食品廃棄物量に占める割合			可燃ごみ 全体量 c	可燃ごみに 占める食品ロ ス量の割合 b/c
			直接廃棄 100%残存	直接廃棄 一部残存	食べ残し		
123 千トン	36 千トン	29%	13%	5%	12%	346 千トン	10%



(2) 事業系食品ロス

県内の事業系食品ロスの状況は、令和2年度に県内の食品関連事業者2,000事業所にアンケート調査を実施し、その結果等から推計したところ、事業系食品ロス量は年間46千トンとなり、事業系食品廃棄物量に占める食品ロス量の割合は42%となりました。

食品製造業においては、製造時に生じる規格外品や過剰在庫の廃棄による食品ロスが発生し、事業系食品ロス量全体の55%と排出量の多くを占めております。また、外食産業においては、食品廃棄物量のうち食べ残し等の食品ロス量が55%と比率が高いなど、業種による排出特性に応じて、発生抑制や未利用食品の活用などに取り組む必要があります。

表2 事業系食品ロス実態調査結果に基づく食品ロス量等の推計（県全体、令和元年度）

	食品廃棄物量	食品ロス量	食品廃棄物量に占める食品ロス量の割合	食品ロス対象物	削減の方向性
	d	e	e/d		
	千トン（構成比）	千トン（構成比）	—		
食品製造業	64（59%）	25（55%）	39%	製造時に生じる規格外品、過剰在庫	フードバンクの活用など
食品卸売業	9（9%）	3（7%）	35%	納入期限切れ品、過剰在庫	1/3ルールなど商習慣の見直しなど
食品小売業	14（13%）	6（13%）	43%	売れ残り品、季節商品入替	購買需要予測など
外食産業	21（19%）	11（25%）	55%	食べ残し・食材の余り	持ち帰りの推奨など
合計	109（100%）	46（100%）	42%		

※四捨五入のため、合計が一致しない箇所があります。

3 今後の取組方向

(1) 家庭系食品ロスの削減

家庭系食品ロスは、賞味期限切れや食べ残しなど、主に台所や食卓等で発生しており、削減を進めていくには、料理を作りすぎない、食べ残さないなど、一人ひとりの意識を高めていく必要があります。このため、一般廃棄物の処理責任を有する市町と連携して、県民の皆さんに向けた啓発を進めていくことが重要です。

これまでの広報啓発の取組に加えて、食品ロス削減に向けて積極的な市町等の取組（家庭での食品ロス削減を実践するモニター調査など）について、他市町への情報提供等横展開を図るとともに、ごみ組成調査を行い、その結果をふまえた効果的な取組について市町や学識者とともに検討し実施していきます。

なお、コロナ禍により開催中止となった、令和2年度みんつく予算事業「県民参加・体験型食品ロスゼロ啓発プロジェクト事業」については、本年度、その事業趣旨を踏襲し、WEB、動画配信等の活用による新しい生活様式に対応した方法により実施します。

(2) 事業系食品ロスの削減

事業系食品ロスは、業界ごとに排出状況が異なることから、アンケート等により排出実態を把握し、課題等を明らかにするとともに、業界と連携し削減につながる取組を進めていきます。

① 食品製造業等との連携

新型コロナウイルス感染症の影響についてフードバンク活動団体に聴き取ったところ、生活困窮者への支援ニーズが増加しているとの声があり、タイムリーに食品が生活困窮者等に配布できる仕組みが必要であることがわかりました。食品製造業の規格外品や過剰在庫等、小売業の売れ残り食品等については、フードバンク等で有効利用されることで、未利用食品の廃棄量が減少することが期待されます。このことから、ICTの活用により食品提供事業者とフードバンク活動団体等をマッチングし、未利用食品等の有効活用を図るための「三重県食品提供システム（仮称）」を令和3年7月に運用開始し、参加団体を順次拡大していきます。

② 食品小売業との連携

期限切れや期限間近で廃棄されることによる食品ロスの発生を削減するため、県内のスーパーマーケット、コンビニエンスストアの計699店で食品ロス削減を呼びかけるレールポップ[※]を掲示していただく取組を、令和3年6月1日から12月31日まで実施します。

※レールポップ：小売店等の商品陳列棚に設置したレールに差し込んで使用する店頭広告です。細長い形状で、プライスカードや商品の販促ツールとして使われています。

参考1 レールポップの掲示状況



参考2 レールポップ



(3) 他部局と連携した取組

今年度、県教育委員会が県立稲葉特別支援学校で実施する食品ロス削減の取組「みんなで作ろう！もったいな！いなばのループ！」が環境省の学校給食における食品ロス削減のモデル事業として採択されたことから、事業の進捗に応じて、必要な助言等の支援を行います。

また、食品ロス・食品廃棄物の削減や効率的な利用を推進していくため、「食品ロス削減庁内連絡会」で、関係部局における食品ロス削減等に関する事業の取組について情報交換を行っていきます。

6 三重県認定リサイクル製品の認定状況および県による購入・使用の状況等について

1 三重県リサイクル製品認定制度の概要

- (1) 「三重県リサイクル製品利用推進条例」(以下、「条例」という。)は、リサイクル製品の利用を推進することにより、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負担が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的として、平成13年3月に議員提案により制定されました。条例において、県は毎年度、認定リサイクル製品の使用および購入の状況を公表することとされており、今回報告するものです。
- (2) リサイクル製品の認定にあたっては、県内で生産・加工されていること、再生資源等の県内発生割合が50%以上であること、環境の保全に関する法令が遵守されていること、製品の品質および安全性が基準に適合することを認定基準としており、同基準への適合状況等を現地調査や認定審査会等を通じて審査します。
リサイクル製品の品質および安全性の管理については、認定生産者の義務とし、毎年1回、認定基準適合状況報告書の提出がなされています。そのほか、県において立入検査等により認定基準の適合状況等について定期的に確認しています。
- (3) リサイクル製品の利用の推進については、県が行う工事または物品の調達において、県自ら認定リサイクル製品を優先的に購入・使用することとしています。また、広報・啓発を行うことで、県民、事業者および市町等による認定リサイクル製品の利用拡大を図ることとしています。

2 令和2年度の結果

(1) 認定

令和2年度は、リサイクル製品10製品(新規3製品、更新7製品)を認定しました。令和2年度末現在の認定リサイクル製品数は69製品となりました。

表1 リサイクル製品認定状況(各年度末現在)

(単位:製品)

用途区分	建設資材	環境資材	物品	農業資材	合計 ()内は 認定生産者数
	(改良土、コンクリート 二次製品等)	(工事用看板等)	(防球ネット)	(肥料)	
令和2年度	63	3	2	1	69 (39)
令和元年度	60	3	2	1	66 (39)
平成30年度	61	3	2	1	67 (40)
平成29年度	61	6	2	1	70 (42)
平成28年度	64	6	2	1	73 (41)

(2) 品質および安全性等の確認

認定リサイクル製品の品質および安全性等の確認については、リサイクル製品認定時に加え、認定基準適合状況報告書により行いました。また、令和2年度は認定生産者13者22製品に対して立入検査を実施するとともに、サンプルを収去・分析したところ、全ての製品が認定基準に適合し安全性が確保されていることが確認できました。

(3) 県による購入・使用の状況

認定リサイクル製品の県発注工事等での購入・使用実績は表2のとおりです。令和2年度の使用実績は約11億4,000万円で、前年度から大きく増加しました。主な要因としましては、県土整備部における活用が増加したものです。

表2 県による購入・使用実績

(単位：千円)

用途区分	建設資材	環境資材	物品	農業資材	合計
	(改良土、コンクリート二次製品等)	(工事用看板等)	(防球ネット)	(肥料)	
令和2年度	1,143,213	430	332	0	1,143,975
令和元年度	612,169	621	0	0	612,790
平成30年度	625,301	735	228	0	626,264
平成29年度	632,618	803	1,318	0	634,739
平成28年度	661,481	109	0	0	661,590

(4) 購入・使用の推進

認定リサイクル製品の購入・使用を推進するため、県ホームページへの掲載や、県内事業者・市町等への製品パンフレットの配布などによりPRを行いました。

また、県公共工事を発注する地域機関等を対象とした研修会の場において、認定リサイクル製品の購入・使用について働きかけるとともに、発注前に認定リサイクル製品の使用が可能かを確認することなどにより、県による購入・使用に取り組みました。

3 今後の対応

リサイクル製品の認定にあたっては、認定基準に照らして厳格に審査を行っていくとともに、認定済のリサイクル製品についても、認定生産者等に対して立入検査を実施するなど、引き続き品質および安全性等の確保に努めていきます。

また、県のほか事業者・市町等に対しても認定リサイクル製品の優先的な購入・使用を求めていくほか、事業者のニーズを把握し、「三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金」の活用、県工業研究所、保健環境研究所による製品開発の技術的支援など認定製品数の増加や品目拡大に向けて取り組んでまいります。

7 RDF焼却・発電事業の総括について

1 経緯

「RDF焼却・発電事業のこれまでの総括」については、平成27年4月にRDF貯蔵槽爆発事故等に係る損害賠償請求訴訟が終結したことを節目ととらえ、平成28年3月に開催された防災県土整備企業常任委員会において報告されています。その後、令和元年9月にRDF焼却・発電が終了し、現在、施設の撤去工事が行われているところです。

今後、環境政策の視点を加えた事業全体の総括を行うこととしています。

2 進め方

総括を行うにあたっては、企業庁と連携し、令和3年度は、関係市町からの意見を確認し、あらためて事業全体の検証を行ったうえで、「中間報告」としてとりまとめます。また、すべての業務が終了する段階で、事業の収支を含めた「最終報告」を行います。

3 事業検証の主なポイント

① 環境政策の視点

資源循環型社会を構築するための手法としてRDF化構想を位置づけ、推進したこと等についての検証

② 安全の視点

RDF貯蔵槽爆発事故を防ぐことができなかった要因等についての検証

③ 事業構築・運営の視点

事業化決定の経緯や合意形成等についての検証

4 環境政策の視点について

廃棄物対策局として、環境政策の視点については、特に下記の観点から検証を進めていきます。

- ① 資源循環型社会を構築するための手法の一つとして、本事業が果たした役割
- ② ダイオキシン対策や未利用エネルギーの活用、一般廃棄物処理の広域化等に果たした役割
- ③ ごみ焼却施設設置に係る立地対策や環境負荷の低減等、当時の市町(村)が抱えていた課題に対して果たした役割

5 今後のスケジュール(案)

【令和3年度】

令和3年7月～11月	関係市町へ意見の聴き取り
10月	常任委員会(中間報告の骨子案の説明)
12月	常任委員会(中間報告の原案の説明)
令和4年3月	常任委員会(中間報告案の説明)

【令和4年度】

令和5年3月	常任委員会(最終報告案の説明)
--------	-----------------

※「環境生活農林水産常任委員会」および「防災県土整備企業常任委員会」に説明

8 各種審議会等の審議状況について

(令和3年2月17日～令和3年6月1日)

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	令和3年3月15日
3 委員	会 長 駒田 美弘 副会長 上田 和久 矢倉 政則 委 員 井川 洋子 他22名
4 諮問事項	第9次水質総量削減に係る総量削減計画及び総量規制基準の検討について
5 調査審議結果	(1) 三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）（最終案）について審議され、了承された。 (2) 三重県循環型社会形成推進計画（仮称）（最終案）について審議され、了承された。 (3) 諮問事項について審議され、「水質部会」の設置および委員について了承された。
6 備考	次回開催日：未定

2 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	令和3年3月16日
3 委員	会 長 梅村 光久 委 員 二井 睦 他6名
4 諮問事項	高等学校の収容定員変更に係る学則の変更認可について
5 調査審議結果	高等学校の収容定員変更に係る学則の変更認可について審議され、「認可することに異議はない」と答申された。
6 備考	次回開催日：令和3年8月頃（予定）

3 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	令和3年3月10日
3 委員	会 長 東福寺 一郎 副会長 林 千智 委 員 大川 暢彦 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和2年度事業の取組および令和3年度以降の取組方針について意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：令和3年10月頃（予定）

4 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	令和3年3月3日
3 委員	会長 吉田 悦之 副会長 吉田 俊英 委員 新 輝美 他9名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和2年度事業進捗状況および令和3年度事業計画について意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：令和3年7月頃(予定)

5 三重県環境影響評価委員会 小委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	(1) 令和3年3月1日 (2) 令和3年3月9日 (3) 令和3年3月17日
3 委員	(1) 小委員会委員長 塚田 森生 他8名 (2) 小委員会委員長 塚田 森生 他8名 (3) 小委員会委員長 勝又 英之 他7名
4 諮問事項	(1) (仮称)青山高原風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について (2) 度会・南伊勢風力発電所建設計画環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について (3) 松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	(1) 「環境影響評価法」に基づく環境影響評価図書について事業者から説明を受け、図書に記載された内容について、現地調査と審議が行われた。 (2) 「環境影響評価法」に基づく環境影響評価図書について事業者から説明を受け、図書に記載された内容について、審議が行われた。 (3) 「三重県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価図書について事業者から説明を受け、図書に記載された内容について、現地調査と審議が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

6 三重県公害審査会 調停委員会

1 審議会等の名称	三重県公害審査会 調停委員会
2 開催年月日	令和3年4月6日（第2回調停期日）
3 委員	調停委員長 石川 友裕 他2名
4 諮問事項	令和2年（調）第2号事件
5 調査審議結果	申請人および被申請人から意見の聴取を行った。次回、紛争解決に向け、調停委員会による現地調査を実施することとした。
6 備考	次回開催日：6月7日